### 第1回 茨城県県北交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成 2 2 年 6 月 1 1 日 (金) 1 4:00~16:00 茨城県常陸太田合同庁舎会議室

### 1.協議会設立の手続き

「茨城県県北交通圏のタクシー特定地域協議会設置要綱」の承認

・茨城県タクシー特定地域協議会設立準備会を代表して茨城運輸支局 服部首席運輸 企画専門官より設置要綱の説明を行い、構成員満場一致で承認される。

### 構成員の紹介

・茨城運輸支局 服部首席運輸企画専門官より設置要綱に従い紹介する。

### 会長の選出

- ・茨城県企画部企画課 交通対策室長の寺門委員より、茨城運輸支局 鬼沢支局長が 推薦され、設置要綱に従って議決を行い選出される。
- 2. 第1回 茨城県県北交通圏タクシー特定地域協議会

(1)開 会

### (2)会長挨拶

### 鬼沢会長

- ・タクシー事業については、平成8年12月に政府の規制改革委員会による需給調整規制の廃止及び運輸政策審議会の答申を受けて、国会審議により、平成14年2月に需給調整の廃止を柱とする道路運送法の改正が行われ、免許制から許可制となった。
- ・しかし、バブル崩壊後にタクシー離れにより、需要が低迷する状況下であり、タクシーの一台当たりの売り上げの落ち込み、タクシー事業の収益基盤の悪化、運転者の労働条件の悪化及びサービスレベルの低下など発生している状況である。
- ・こうした背景から、平成20年2月より国土交通大臣の諮問機関である交通政策 審議会において「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、平 成20年12月に交通政策審議会より「タクシーが地域公共交通としての機能維 持、活性化するための対応策について」の答申がされた。
- ・この答申を踏まえ、先の通常国会に法案提出がなされ、審議の末、衆参両院全会 一致で可決され、10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事 業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたところである。

- ・これに基づき、茨城県内では「水戸県央」、「県南」、「県西」の3つの交通圏が特 定地域として指定され、それぞれ3回の協議会を開催し合意を得たところである。
- ・本日の会議は本年4月1日に県北交通圏が特定地域に追加指定されたことによる。 ついては、この法律の目的である「タクシー事業が地域公共交通としての機能を 十分に発揮」できるよう努力して参りたいと考えていますので、委員の皆様にお かれましては、地域計画の策定にお力添え及びお知恵をお借りしたい。

### (3)事務局長の指名

・鬼沢会長の指名により茨城県ハイヤー・タクシー協会の大山専務理事が選出される。

### (4)議事

- ・事務局より、「法律の制定背景」、「タクシー業界の現況」、「適正車両数」、「地域 計画」の資料を説明。
- ·以下、討議内容〔要旨〕

### 荒川委員

県北交通圏においては一律同じレベルにするのか。例えば日立地区は このレベル、常陸大宮地区はこのレベル、というように場所によってそ れぞれ状況が異なると思うので、これについて足並みを揃えるのか、或 いは温度差があっても問題がないのかをお尋ねしたい。

### 事務局

各地域によって内容は異なると思うので、各地域で内容を確認して、 状況を把握した上で、最終的には県北交通圏としてまとめることになる ものと思われます。

鬼沢会長│・ 地域計画については資料5の「 地域計画の目標」に書いてあるとお り「地域の実情に即した目標を設定する」事となっています。

> 1から7の目標が掲げられている中で、各地域には特性があるため、 そのバランスは崩れてくるかと思いますが、その中で重みをどこに置く か、それは今後、県北交通圏の中の各支部毎で考えてもらって、地域に 合った計画を立ててもらいたいと考えます。

### 福本委員

・ 本日示された適正車両数によれば、平成13年度実績の実働率69% を適用した場合は460両が適正車両数とあり、一番台数が多くて良い という数字となっているが、現在でも実働率は68%あり、ほぼ横並び です。平成11年に国から出された需給動向判断結果を見ると車両数は あまり変わっておらず、数値を押っつけた感じがしてなりません。

地域によって異なりますが、休んでいる車が沢山ある所もあります。 一見、実働率が悪ければ台数は多くても良いという反比例するような感 覚もあり、理解が出来ません。

そこで、実働率の平均値はどういう数値が良いのか、さらには実働率を90、80%にしたという事はどういう状況なのか。車を減らすのか、 人間を増やすのか、その事によってこの数値は変わるものと思われます。

良い労働環境の会社には乗務員が多く集まります。水戸でも実働率が 90%以上の会社が何社かありますが、そこに交通圏の中で一括で何社 何%ですよと言ったら、大きな会社では人員削減しなければならない事 になってしまい、そうなると反対の論議もしなければならなくなってしまいます。

それならば、もう少し実働率の実態を見ながら、みんなで余った車両 をどうやってうまく削減していくか、の論議も必要だと思われます。

その辺の話し合いはこれから地区毎にするのか、しないのか、或いは 県北交通圏としてするのか、お尋ねします。

### 事務局

・ 資料は需給調整していた平成13年度の実働率の場合における需要量に対する供給量(適正車両数)また、ここからさらに各社がそれぞれ効率化を図り実働率が80%、90%となった場合における供給量(適正車両数)を提示させていただいております。当該資料はあくまでも目安としての数値となっておりますので、車両の削減等については、各社においてこの数値を勘案してご検討していただくことになります。

### 鬼沢会長

・ 県北には地域性があると思われますので、当然それに見合った車両数とか必要になるでしょうし、そのためには地域の中で適正化・活性化をする事業を今後どのようやっていくか、地区毎に検討して県北交通圏としてまとめてもらう事が一番理想であると考えます。

その中でご指摘のような車両があるならば、それをどういう風に有効 活用していくのか、各自治体と意見交換を行うなどして地域計画を立て てもらえれば幸いです。

### 寺門委員

・ 法律の趣旨を見ると適正化と活性化について取り組む事となっておりともすれば適正化だけを捉えがちになりますが、需要・ニーズに応えるようなサービスの向上・活性化についての取り組みを事業者から提案するような計画になることを期待しています。

そういう観点から、実際にタクシーを利用してきた、或いは利用したくても中々利用出来ない人もいると思うので、そのような声についてのデータがあるのなら、今後の協議会の中で出してもらいたいと思います。

### 事務局

・ まず、地域計画作成の件ですが、特別措置法の目的は3点あると考えています。一つ目は需給バランスについて。もう一つはタクシーがもっと一般の人に利用されるようにサービスを良くして利用客を増やしていくということ。もう一つは新しいタクシー需要の創設を図っていくとい

うことです。これらを総合的な形で進め、検討していくという事です。

現時点ではないと思われますが、アンケートにつきましては特定事業 計画の中で行う方法もあります。

### 佐藤委員

常陸大宮に住んでいますが、今回、タクシーについて周りに聞き取りをしてきました。親切なタクシー運転手さんを毎回指名して利用していると聞き驚きました。ただ運ぶのだけではなく、親切にしてくれる、話を聴いてくれるのもサービスの一つだと思います。また、高齢者は必ずしも携帯電話を持つ方だけとは限らないので、街中に公衆電話が少なくなった現在、タクシーを呼ぶのに苦労している、代わりの方法はありませんか、という話も聞きました。

常陸大宮市も過疎地域を抱えており、ご家族に車を持たない方や高齢者だけで住まれて自分で運転出来ない方にとってはタクシーはなくてはならない乗り物であるとの認識が以前より広がっているように感じます。

### 鬼沢会長

お話のとおり親切な運転手さんは利用者にとってはありがたい存在でありますので、各地域における活性化の中でも、運転手の教育・研修というものを今後の事業計画に反映出来ればと思います。

### 岡部委員

一つお尋ねしたいのですが、資料3の7頁に茨城県のタクシー輸送実績の推移がありますが、平成19年を境にグラフが落ち込んでいる理由は何でしょうか。

### 事務局

景気低迷による利用者の減少と思われます。

日立市においてもリーマンショック以降、工場関係の経費削減、人を減らそうとする動きが始まり、昨年度は特に毎月1回金曜日を工場休日の日としました。金曜日はタクシー事業者にとって需要の大きい日ですので、そういう事も端的に数字に現れたのではないかと思います。

### 杉山委員 【代理】

この地域ではなく、某地方の駅前にあるタクシーの話ですが、運転手さんが椅子を倒して足を窓に上げてお客さんを待っていたという光景を見ましたが、これではこの方の車には乗りたくないと感じました。やはりサービスについても大切だと思います。

### 福本委員

・ 本日の茨城新聞に「代行運転業のAB間輸送の摘発」が載っていました。今、地方に行けば行くほど、代行業の方々がタクシーシェアに食い 込んでおります。8割位がマイカーであるといわれるほどに、代行業は 使い勝手がありますから、それ自体が駄目だとは言いません。

ただ現在、民主党のタクシー議員連盟の中で「代行適正化法」を見直 す必要があるとの動きが出ています。 代行業は運賃は安いが、殆どがアルバイトで責任感がありません。果たして安いだけでいいのか、万が一の場合の適正な保障を加えた上でのタクシーとの競争ならばやむを得ないのですが、そうではありません。

労働組合としては、代行業についても安全を最重視した仕組みを作ってもらい公正な競争をすることを考えていますので、利用する方は安全というものを考えながらタクシーの活性化にご協力頂きたいと思います。

### 鬼沢会長

今後、地域計画を作成する上でそういう話は出て来ると思いますので タクシー事業者としては、代行業者に対する対応の仕方を組合や自治体 と一緒になって検討して頂ければと思います。

### (5)閉 会

大山事務局長

本日は、ありがとうございました。 今後ともよろしくお願いします。

以上

# 国土交通省告示第千三十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法

律第六十四号)第四条第一項の規定に基づき、 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び

活性化に関する基本方針を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

国土交通大臣 前原 誠司

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針

車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義

般乗用旅客自動

般乗用旅客自動車運送 (以下「タクシー」という。) は 鉄道・バス等とともに我が国 の地域公共

交通を形成している重要な公共交通機関である。 特に、タクシーは、 地域社会に密着したドア・ツー

ドアの少人数個別輸送ができる、 面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い、 深夜など

時間を選ばずにいつでも、また、 誰もが利用できる、といった優れた特性を活かして、一人一人の利用

進する中で、 域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、 地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。 者のニーズにきめ細かく、 各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されるなど、 かつ、 柔軟に対応することができることから、 また、 高齢化社会の進展等、 地域住民の生活利便の向上や 地域にとって欠かすことの 我が国が観光立国を推 我が国の今後 の地

できない公共交通機関である。

者の 者の労働条件の悪化が生じてい が発生してい に輸送需要が低迷する中、 利便の増進が十分に達成されてい かしながら、 ಠ್ಠ そうした地域においては、 般乗用旅客自動車運送事業 (以下「タクシー事業」という。 車両数が増加するなどの影響もあり、 るほか、 ない状況にある等の問題も生じており、 不適正な事業運営の横行、 道路混雑等の交通問題 地域によっては収益基盤 事故 環境問題 の発生件数の増加といっ タクシー が地域公共交通 )を巡っては、 都市問題の発生や の悪化や運転 長期的 た 問題 利用

地域において、タクシー事業者をはじめとする関係者が相互に連携協力を図りつつ、タクシーの地域公 我が国の地域社会におけるタクシーの役割の重要性にかんがみれば、こうした諸問題が発生している

としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進していくことは、 極めて大きな意

義がある。

2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

のとおり、地域によって状況や程度は異なるものの、特定地域においては一般に、 次の(1から(5の

ような問題が生じている。

(1) タクシー事業の収益基盤の悪化

タクシーの輸送人員が多くの地域で年々減少し、 運送収入も減少している一方で、 運送経費は増加

しており、タクシーの実質的な収益基盤は悪化している。

(2) タクシー 運転者の労働条件の悪化

タクシー 運転者の賃金水準は、 長期的に悪化傾向にあり、 他産業に比べて低い水準となっている。

また、タクシー運転者の労働時間についても、 他産業の平均を大きく上回る状況が続いている。 特に

タクシー 運転者の賃金の低下は、一定の収入を確保するための長時間労働や、これに伴うタクシー

の安全性やサービス水準の低下の要因となるほか、若年労働者の就職意欲を減じる要因ともなってお

り、結果的にタクシー運転者の著しい高齢化が進んでいる。

(3) 違法・不適切な事業運営の横行

過度な長時間労働や最低賃金法違反、社会保険・労働保険の未加入、不適切な運行管理や名義貸し

による経営など、コンプライアンスの見地から問題のある事例が生じている。

(4) 道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題

多数のタクシー 車両が繁華街や鉄道駅等に集中する結果、 周辺の道路混雑や歩行者との交錯が生じ

の問題は、 地域における円滑な交通の確保という観点から看過し得ない状況が生じている事例がある。 良好なまちづくりなどの都市政策にも悪影響を及ぼしているほか、 無駄な空車走行等によ これら

る燃料消費は、 環境問題への対処という視点からも問題である。

(5) 利用者サービスが不十分

利用者サービスの多様化や実車率向上等の経営の効率化が不十分であるとの指摘がある中で運賃が

上昇するなど、 規制緩和の効果が十分に発現せず、利用者の利便の増進が十分に達成されていない。

また、 接客態度が不良、 地理不案内といったサービス産業としての基本が欠けているとの指摘も多い。

これらの問題はタクシーが我が国の地域公共交通として担うべき役割を適切に果たしていく上での障

害となっているだけでなく、それぞれの地域で暮らす消費者に不利益を及ぼすものである。

このため、こうした状況に対処し、これらの諸問題の解決を図り、それぞれの地域においてタクシー

が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを特定地域における一般乗用 旅客

自動 車運送事業の適正化及び活性化に関する法律(以下「法」という。)に基づく施策の目標とする。

地域計画の作成に関する基本的な事項

### 協議会

## (1) 基本的な考え方

協 議会は、 特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示

事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定める地域計画の策定主体とな

るものであり、また、 当該地域計画の実施に係る各関係者間の連絡調整を行うなど、 特定地域におけ

議会にはタクシーに関係を有する地域の多様な関係者が積極的に参画し、 るタクシー 事業の適正化及び活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。このため、 当該地域におけるタクシー 協

の位置付けやタクシー に期待される役割について総合的に検討を行うとともに、これに基づく取組の

必要性についての認識を共有し、タクシー 事業の適正化及び活性化に関する取組を総合的かつ一体的

に推進していくことが期待される。

## (2) 構成員

協 議会の構成員については、 法第八条第一項に規定する地方運輸局長、 関係地方公共団体の長、 タ

クシー 事業者及びその組織する団体、 タクシー 運転者の組織する団体並びに地域住民のほ か、 必要に

応じて関係する公共交通事業者、 商業施設の管理者、 地元企業等の多様な主体の参画を得るとともに

協 議会の意見調整を円滑に進める観点から、 学識経験者等のタクシー 事業の適正化及び活性化 につ

61 て専門的 な知 識を有する者を構成員に含めることが望ましい。 また、 タクシー 運転者の労働条件に

関 クシー する取組につ 車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県公安委員会など L١ て協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、 タ

、関係行政機関の参画を得ることも重要である。

なお、 法第九条第三項において、 協議会が作成する地域計画の成立要件として、地域計画の作成に

(3) ため、 催する等の連携を図ることが期待される。 観点から、 交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と本法に基づく協議会とを合同で開 を運営することが望ま また、 協 議会の運営に当たっては、 道路運送法 しい。

2

地域計画

地域計画の実効性をより高める観点からは、 過半数にとどまら

とが規定されているところであるが、

ず、できる限り多くのタクシー事業者が協議会に参画することが望ましい。

画を策定するに当たっては、 じているなど地域公共交通としてのタクシー 事業の収益基盤 域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、 事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、 の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求 めることが必要である。 タクシー 示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。 の安全性 地 域 計 画は、 事業の実情を十分に把握し、 利便性が低下しているとともに、 特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を の悪化やこれに伴うタクシー とりわけ、 地域の実情に応じて、 特定地域は、 地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定 の機能が低下している地域であることに留意 運転者の労働条件の悪化が進行し、 違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障 供給過剰の進行や過度な運賃競争により、 供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避 協議会において、 地域における輸送のニー ズや 結果としてタクシー Ų タクシー 運 地 が生 域計 転 地 者

められる。

ねられるものであるが、一1及び2のタクシー 事業の適正化及び活性化の意義及び目標を踏まえ、 関係法令に違反せず、 地域計画の作成については、 法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、 地域の自主性を尊重するものであるから、 地域計画の具体的な内容は 地 域 の判断に委 地

業の適正化及び活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、 れ を実行することが重要である。 また、 地域計画に定められた取組の実施主体とされた協議会の構成員は、 各々が地域のタクシー事 責任をもってこ

域計画の作成に当たっては十分に協議会で協議しなければならない。

(2) 記載事項に関する留意事項

クシー 地 域 般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針 、計画の作成は、 事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針 多様な主体が参画する協議会が行うものであるから、 各関係者間で地 域 のタ

現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る

として、

この際、 タクシー の位置付けを定めるに当たっては、 鉄 道、 バス等の他の地域公共交通機関と連

携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能

の向上についても明確化することが望ましい。

また、

タクシー事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定めるに当たっては、

地方運輸局長が協

議会に提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

地域計画の目標

地 域 計 画の 目標には、 の特定事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。 地 域

公共交通としてのタクシーの位置付け、 期待される役割は地域によって多種多様であるが、 特定地

域に お いて生じている問題に対し、 適切に対応を図っていく観点からは、 の基本的な方針を踏ま

えつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

イ タクシーサービスの活性化

ロ 事業経営の活性化、効率化

ハ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

ニータクシー 事業の構造的要因への対応

ホ 交通問題、環境問題、都市問題の改善

へ 供給抑制

ト 過度な運賃競争への対策

なお、 具体的な目標の設定に際しては、 定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差

し支えない。

目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事 項

地域計画に定められた具体的な目標に即し、三に定める事項を参照しながら、 事業の概要、 実施

時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

成立要件

(3)

その

他

の留

意

事項

地域計画は、 当該地域の地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し

タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、 その実効性

保たれ、 でなけ 条第一 行うとともに、 項 協 事 議 後 Ô 部市計 会は、 評価 ればならない。 項 かつ、 地域計| 画 地域計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、 地方自治法 画が作成され た後も、 地域におけるタクシー

を確保する観点から、 法第九条第三項の規定に基づき、 地域計画 の作成に合意をしたタクシー

者の・ 車 両数の合計が当該特定地域内の車両数の過半数でなければならない。

都市計画等との調和

法第九条第四項の規定に基づき、 地域計画は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号) 第 五

の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調 和が

(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に 即 L た もの

事業の現状につい て把握、 分析を

必要に応じて、 地域計画の

見直しを行うことが望ましい

特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

Ξ

に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、 タクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たっては、 地域計画には、 地域の実情に応じて、 法令に違反せず、 地域のニー ズや地域 法及び本

方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化及び活性化に資するあらゆる事業に

ついて定めることができることとする。この際には、次の1から4までの観点を参考にしつつ、 地域計画

に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

1 輸送需要に対応した合理的な運営

事業の適正化を図る上では、 タクシー事業者が地域の輸送需要を的確に把握するとともに、

輸送需要に対応し た適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが

必要である。

2 法令の遵守の確保

タクシー 事業の適正化を図る上では、タクシー 事業者及びタクシー 運転者が道路運送法関係法令に加

え、 労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの

法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

3 運送サービスの質の向上

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が自らの創意工夫や的確な輸送需要の把握に基

づき一層の運送サービスの質の向上を図ることが重要である。 また、 実際に直接利用者と接するタクシ

転者による質の高いサービスの提供を実現するためには、タクシー事業者が常にタクシー運転者の

良好な労働環境の整備に心がけることが重要である。

4 輸送需要の開拓

タクシー 事業の活性化を図る上では、 介護が必要な者の運送の実施や観光地を巡る運送の実施等タク

シーに求められる多様なニーズに対応した運送を行い、 新たな輸送需要を開拓することが重要である。

旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

事業再構築

四

その他一般乗用

事業再構築は、 地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー 事業の適正化及び活性

化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシ

I 事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、 地域におけるタクシーの需給バラン

なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、 輸送力を減少させることも必要である。 スを改善するためには、 需要の減少に歯止めをかけ、 このため、 適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損 あるいは新たな需要を開拓するのみならず、 単独又は複数のタクシー事業者に 供給

よる自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。

ては、 下の要因となり、 サービスの直接の提供主体であるタクシー なお、 タクシー運転者の地位を不当に害し、 減車等の事業再構築は、多くの場合タクシー事業者の組織再編等を伴うこととなるが、タクシ ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、 又はその労働条件を不当に変更することのないようにしな 運転者の労働条件の悪化は、 輸送の安全性やサービスの低 事業再構築の実施 に当たっ

2 般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者の組織する団体の役割

け

れば

ならない

担っていることを自覚し、タクシー事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるも タクシー 事業者及びタクシー 事業者の組織する団体は、 タクシー が地域公共交通として重要な役割を

のとする。

タクシー 事業者においては、 タクシー 事業の適正化及び活性化は第一義的にはタクシー 事業者

が主体となって取り組むべきものであることを自覚し、 法人事業者であるか個人事業者であるかを問わ

ずੑ 積極的に協議会に参画するとともに、 地域計画に定められた事業の推進に努めるものとする。

また、タクシー事業者の組織する団体は、当該地域のタクシー事業の適正化及び活性化の必要性等に

関するタクシー事業者の意識の向上に取り組むとともに、 協議会における協議等に際し、タクシー

者間をはじめとする地域 の関係者間の 連絡調整や円滑な合意形成に積極的に取り組むよう努めるものと

する。

3 国の役割

国は、 特定地 域においてタクシー 事業者及びタクシー 事業者の組織する団体その他の関係者が行う

事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、 整理、 分析及び提供

助言その他の支援を行うよう努めるものとする。 特に、 地方運輸局長にあっては、 特定地域におい

て適正と考えられる車両数を算定し、 その参加する協議会に提示するものとする。

(2) 事後確認と事前確認の強化

国は、 特定地域の関係者が行うタクシー 事業の適正化及び活性化に関する取組を側面から支援する

ため、 関係する機関が連携して監査の充実・強化を図り、タクシー事業者に対して効率的かつ効果的

に監査・ 指導を実施するとともに、 行政処分に係る基準の強化、 労働関係法令違反に対する処分の強

化 行政処分の実効性の確保、 法令違反行為の確実な捕捉等行政処分の強化を行うものとする。

さらに、 新規 の 事業許可及び事業用自動車の数を増加させる事業計画の変更認可については、 特定

地 域 ΙΞ おける安易な供給拡大を抑制するよう、 これらの許認可処分について処分基準を厳格化すると

ともに、 審査に当たっ ては現地確認を徹底するなど審査の厳格化を図るものとする。

(3) 資金の確保等

国 ば 特定地 域のタクシー 事業者等が行うタクシー 事業の適正化及び活性化のための取組を支援す

るため、 地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、 融通又はそのあっせんそ

の他の援助に努めるものとする。

地方公共団体の役割

4

地 域 シー るタクシーの位置付けを明確化し、 地方公共団体は、 の機能 の公共交通やまちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映させることができるよう、 の向上やまちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能の向上を図る上で必要となる 特定地域におけるタクシー 他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしてのタク 事業の適正化及び活性化を推進するため、 特定地域におけ 地域の実情

5 地 域 住民その他 の関係者の役割

に応じ、

積極的に協議会に参画することが期待される。

地 域 住民は、 特定地域 におけるタクシー 事業を適正化及び活性化するために必要な利用者からの視点

を協議 会に おけ る協 議に反映させることができるよう、 主体的に協議 会に参画することに加え、 タクシ

日常的にタクシー

を利用する際にお

١J

ても、

タクシ

I 事業者が行う輸送需要 の把握のため の 取組等に 積極的に協力することが期待される。

ı

の

地域における多様な役割に関して理解を深め、

また、 他の公共交通事業者、 地元企業、 病院、 観光事業者等の関連事業者が協議会に参画した場合は

を連携させた取組を実現するよう努めることとし、特に他の公共交通事業者においては、タクシーとの タクシー 事業の適正化及び活性化の効果的な推進を図るため、 当該関連事業者の事業とタクシー

- 18 -

資料3

### (素案)

### 茨城県県北交通圏 地域計画骨子

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

### 適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

(「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」(平成21年9月29日付国土交通省告示第1036号)の抜粋)

地域計画の作成は、多様な主体が参画する協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組みの方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の公共 交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・ 都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組みの方向性を定めるに当たっては、 地方運輸局長が協議会に提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適 切に斟酌することが重要である。

### 茨城県県北交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割

- ・タクシーは、他の公共交通機関が始発から終電・終バスまでに決められた路線での 輸送を担っているのに対して、個々の利用客のニーズに合わせたドア・ツー・ドア の輸送を担っており、特に終電・終バスが終わった後の足や高齢者の重要な移動手 段となっている。生活に欠かせない公共交通機関として、県内では平成 18 年度の全 交通機関の約 12.1%にあたる 21,224 千人をタクシーで輸送し、バス(40,461 千人) に次ぐ規模の輸送を担っている(国土交通省統計資料「旅客地域流動調査」(平成 2 1 年版))。
- ・さらに、近年、相次ぐ地方鉄道及びバス路線の廃止による交通不便地域が拡大する なか、タクシーは生活に欠かすことのできない公共交通機関であり、今後も重要な 役割を担うものである。
- ・また、県北交通圏では県内でも有数の観光スポット(袋田の滝・北茨城花園渓谷などの景勝地等)を有し、その四季折々の景観を求め多くの観光客が集うことから、タクシーは旅行会社や旅館等を介して、その特有の小回りの利く機動力を活かしながら各観光スポット並びに名所旧跡等への輸送を担っている。

### タクシー事業の現況

### タクシー需要の減少

・県北交通圏におけるタクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあり、規制緩和以前の平成 13 年度と比べて平成 21 年度では年間 3,320,611 人(1日当たり 9,097人)から年間 2,501,606人(1日当たり 6,853人)へと約 24.7%減少している(茨八協調べ)。なお、平成 20 年秋以降の世界的経済危機も相まって、大変厳しい状況が続いており、平成 22 年 3 月 1 ヶ月間の輸送人員は 218,746人(1日当たり 7,056人)と低い水準で推移し、今後も輸送人員の大幅な回復は難しい状況とみられる。

### 規制緩和後における需要と供給の不均衡

- ・茨城県においては、全国の状況と異なり、規制緩和後において車両数が減少傾向にあり、規制緩和以前の平成 14 年 1 月末現在と比較すると平成 22 年 3 月末現在では84 両(約 13.4%)減少している。
- ・しかしながら、前述の輸送人員の長期的な減少傾向に加えて、近年、自家用自動車の普及、運転代行事業者の増加、福祉有償運送制度の発足、デマンド交通等による乗合運送の実施等により、タクシー事業の需要が減少している状況であり、平成22年6月11日の第1回協議会において、関東運輸局から適正と考えられる車両数として3つのケース(実働率をそれぞれ90%、80%、69%としたときの車両数約350両、400両、約460両)について示されているところであるが、平成22年3月31日現在の車両数543両と比べると大幅な差が認められるところである。

### 輸送実績の悪化

- ・このように、県北交通圏では、供給されるタクシー車両数は減少しているものの、著しくタクシー事業の需要が減少している結果、タクシー1 両当たりの走行キロは 平成 13 年度と比べ平成 21 年度では 32,082 kmから 30,075 kmへ、実車率は 47.2%から 45.9%へ、いずれも低下しており、タクシー1 日 1 車当たりの運送収入(税込み、以下同じ)も 21,391 円から 19,279 円へと、これも約 9.9%減少するという実態となっている(茨八協調べ)。
- ・なお、平成 22 年 3 月の実績でも、実車率 46.2%、実働 1 日 1 車当たりの運送収入 は 19,820 円となっており、いずれも低い水準で推移している状況である。(茨八協調べ)
- ・一方で、燃料(LPG)価格の高騰(平成 13 年 53.51 円/リットルから平成 21 年 85.9 円/リットル)(資源エネルギー庁調べ)や安全対策等への経費の増大等により、標準的なタクシー事業者の収支差比率は 5 年連続で低下しており、平成 21 年度はマイナス1.4%で、今後も減益幅は拡大する方向にある。このように事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの公共交通機関としての機能が一層低下することが懸念される。

### 運転者の労働条件の悪化

・タクシー1 両当たりの運送収入の減少は、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、 運転者の賃金の低下をまねいている。平成20年の茨城県のタクシー運転者の平均年 収は 319 万円となっており、茨城県の全産業労働者の平均年収 550 万円との格差が 231 万円となっている(賃金構造基本統計調査)。平成 19 年 12 月以降、一部の事業者(121 社、49.8%)において、運転者の労働条件の向上等のために運賃改定を行ったものの効果として現れておらず、最低賃金法に抵触するような賃金水準となっており、日常生活の維持もままならない状況となっている。

### 運転者の高齢化

- ・このような状況であることから、若年層の就職先としての魅力の低下等も相まって、 平成7年には50.5歳であった運転者の平均年齢が平成20年には56.8歳となるな ど、運転者の高齢化が進み、65歳以上の高齢運転者割合は約30%となっており(茨 八協調べ)、こうした高齢化の進展が事故多発の要因となるといった指摘もある。
- ・低賃金であるがために若年層の新規労働者の入職は減少している一方、すでにタクシー運転者の多くは高齢者で成り立っているために、他産業への転職も難しい職種となっている。

### タクシーサービスの低下

・茨城運輸支局とりまとめによるタクシー利用者からの苦情の件数は、平成 13 年度と 比べ平成 20 年度では 30 件から 45 件へと増加しており、その中でも接客態度不良に よる苦情件数については、平成 13 年度と比べ平成 20 年度では 10 件から 14 件へと 増加していることなど、運転者のサービスレベルの低下が指摘されている。

### 茨城のタクシー業界の取組み

- ・タクシー業界では、これまでにも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の 取組や、経営効率化・合理化や安全性の維持・向上への取組みを推進してきた。
- ・タクシー事業者各社においては、社会・福祉への貢献(タクシーこども 110 番の導入、茨城県警湾岸警戒への協力(密入国者等を目撃した場合における情報提供)、産業廃棄物不法投棄に係る情報提供等)、環境問題への貢献(ハイブリットタクシーの導入、グリーン経営認証取得の推進、アイドリングストップの徹底等)、利用者利便の向上(ハイグレード車の導入、禁煙タクシーの導入、観光ルート運賃の設定、新型インフルエンザ対策)など、幅広い分野で様々な取組みを実施してきた。
- ・また、茨城県ハイヤー・タクシー協会としても、タクシー運転者の表彰、忘れ物や 苦情処理対策、禁煙タクシー導入の推進、タクシーの日のキャンペーン等広報活動 にも取組んできた。

### まとめ

・上述のように、茨城のタクシー事業が直面する需要の低迷、供給の過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関としての役割を果たすために、タクシー業界としてもこれまでさまざまな努力をしてきたところであり、さらに創意工夫の余地があるものと考えられるが、現状のような需給がアンバランスな状態では、状況の抜本的な改善は難しいと思われる。

### 取組みの方向性

において分析した、タクシーの役割、現況、課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・ 安心で良質なサービスを提供する社会的責務を果たすべく、積極的な取組みを進めるべ きである。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公 共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者(構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等)に対しても、地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて地域計画の見直しを行うものとする。

タクシーサービスの活性化 安全性の維持・向上 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上 観光への取組み 環境問題への貢献 防災・防犯対策への貢献 事業経営の活性化、効率化 タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上 過度な運賃競争への対策

### 2.地域計画の目標

### 地域計画の目標(基本方針の抜粋)

地域計画の目標には、目標を達成するために行う特定事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。

地域公共交通としてのタクシーとしての位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

- イ タクシーサービスの活性化
- ロ 事業経営の活性化、効率化
- ハ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ニ タクシー事業の構造的要因への対応
- ホ 交通問題、環境問題、都市問題の改善
- へ 供給抑制
- ト 過度な運賃競争への対策

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれ を設定しても差し支えない。

### タクシーサービスの活性化

- ・タクシーに求められるサービスは、公共交通機関としての社会的責務を果たすため 「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、サービス レベルの向上を目指し、利用者の満足度を高めることを目標とする。
- ・そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図る一方で、タクシー事業者間 でのサービス競争などの競争原理も働かせ、その結果としてタクシー業界のサービ スレベルの向上を目指した活性化方策を実施するものとする。
- ・特に新たな需要の喚起については、高齢化社会における個人需要の掘り起こしに向 けた取組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。
- ・具体策として、ユニバーサルデザイン車両の導入促進、バリアフリー対応の教育制度の導入など、バリアフリー法の趣旨を尊重し、その実現に向けて取組むものとする。

### 安全性の維持・向上

- ・公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全 性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上して いく必要がある。
- ・具体的には、主要駅等のタクシー乗り場における街頭指導の実施、交通事故防止の ための講習会の実施、運輸安全マネジメント制度の導入等により、運転者のレベル アップを図り、安全性の向上に努めていく必要がある。

・さらに、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2009」における事故削減のための対策に着実に取組みつつ、今後 10 年間で死者数、人身事故件数をともに半減する目標を上回る改善率を目標とする。

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

- ・JR・私鉄やバスなどその他の公共交通機関と連携した茨城における総合交通 ネットワークとしての機能の向上や、茨城県の「茨城県公共交通活性化指針」 など、各都市政策、交通計画等との一体となった機能の向上を目指す。
- ・都市計画や新たな開発などから生まれる新たな需要に対しても、公共交通機関 として適切な役割を果たしていく。
- ・鉄道等での交通障害発生時の代替輸送機関として適切な役割を果たしていく。

### 観光への取組み

- ・タクシーは個別輸送機関であり、主要駅等から地理不案内な旅客を目的地まで適確に案内することができ、旅行者の荷物の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を活かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。
- ・政府においては、訪日外国人旅行者数を 2013 年に 1,500 万人、2016 年に 2,000 万人、2019 年に 2,500 万人とするビジット・ジャパン・キャンペーン等「観光立国」を目指す施策が展開されていることから、来日客に対するサービスとして国籍を問わず快適なサービスの提供を目指す等機能の向上が必要である。
- ・また、国内外の旅客に対して、その特性に応じた十分なサービスを提供するためには、タクシー運転者のサービスレベルの向上、観光タクシーの取組み等サービスの 充実を図ることが必要である。
- ・さらに、茨城県では、観光を重要な産業として位置付け、「茨城県観光振興基本計画」を策定している。タクシーにおいても、茨城県をはじめ各関係自治体の観光振興政策との協力を推進するとともに、各観光地(県北地区の袋田の滝・北茨城花園渓谷、日立地区の産業の歴史・景観豊かな場所など)の特長を生かした魅力的な観光周遊ルートの設定、乗務員の観光知識の習得など、観光客の利便性を向上する施策を地域の観光協会等とも連携して展開していくこととする。

### 環境問題への貢献

- ・政府は温室効果ガスの削減目標について、1990年比で 2020年までにCO2排出量を 25%削減することを目指すことを表明している。
- ・茨城県では平成 18 年度の総CO 2 排出量のうち 11.8%を運輸部門が占めており、そのうち約 90%が自動車に起因するものである。自動車により排出されるCO 2 のうちタクシー(乗用 LPG 車)が占める割合は 1.7%となっており、タクシーは、茨城県の総CO 2 排出量の約 0.2%を排出している(環境白書平成 21 年度版から)。今後タクシー事業においても、温暖化対策等環境問題に対しても寄与すべく対策を

講じるものとする。

- ・茨城県ハイヤー・タクシー協会ではタクシー1 両当たりの年間平均 C O 2 排出量を29.9 トンと試算しており、平成21年9月30日現在の車両数3,089両に基づくと年間約92,361トンの C O 2 を排出している計算になる。
- ・こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による 無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献す るよう取組むこととする。

### 防災・防犯対策への貢献

- ・広範に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持へ の協力により、社会貢献を促進する。
- ・具体的には、タクシー車内に緊急電話等を搭載し、被害の状況をマスメディアを通じて提供する「防災レポート車」の活動や、避難場所への傷病者搬送など自治体や消防等との協定の締結等にさらに取組み、防災対策を推進する。
- ・また、子供達の安全確保に資する「タクシーこども 110 番」制度や、タクシーに搭載のドライブレコーダーで撮影した映像を提供し、事件等の犯罪捜査に役立て、未然に犯罪の抑制に協力する取組みなどにより、防犯対策を推進する。

### 事業経営の活性化、効率化

- ・タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、且つ新たなサービス等への投資も可能とするための適正利潤も確保できる体制を目指すものとする。
- ・タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や 運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界 としてもそれを支援する取組みを実施するものとする。
- ・具体的には、部品や燃料などの共同購入を推進することで経費の圧縮に努める。

### タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・タクシー運転者の労働条件の一層の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、 賃金、労働時間等の労働条件に関し、茨城県全産業男性労働者平均に引上げること を目標とする。
- ・具体的には、賃金面では、平成 20 年現在、茨城県のタクシー運転者で 231 万円ある 他産業平均賃金との格差を可能な限り縮めることを目標とする。
- ・この目標に向けて努力していく過程において、有能は人材の確保が可能となること で、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。
- ・さらに、労働環境の整備の一環として、防犯板の積極的な導入を検討し、今後3年間でその導入率を100%にすることを目標とする。

### 過度な運賃競争への対策

・過度な運賃競争への対策については、交通政策審議会及び同答申に基づき設置され

た運賃問題研究会でも検討された経緯があり、それらの報告書等を踏まえ適切に対応する。

### 以上の目標の達成に必要とされる供給過剰状態の解消

- ・現在の諸問題の根幹として、タクシーが供給過剰であることは否めない。茨城県県北 交通圏では、平成22年6月11日に第1回協議会において関東運輸局が公表した適正 と考えられる車両数は、3つのケースの実働率により、約350両(実働率90%),約 400両(同80%)、約460両(同69%)であり、これに基づくと平成22年3月31 日現在の車両数543両とは大幅な差が認められるところである。したがって、関係者 は諸般のタクシー問題の改善に向け、この供給過剰な状態の解消に努めるべきであ る。
- ・その結果として、車両数の減少や運行の効率化による CO2 排出量の削減が地球温暖化対策に寄与するほか、日車営収の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。
- ・ただしその際には、タクシー運転手が職を失うことにつながらないことにも留意する 必要がある。

以上

3.地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

### (基本方針の抜粋)

地域計画に定められた具体的な目標に即し、三に定める事項を参照しながら、事業の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

### 三 特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

タクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化及び活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、次の1から4までの観点を参考にしつつ、地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

### 1 輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の適正化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸送需要を 的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供す るなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

### 2 法令の遵守の確保

タクシー事業の適正化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を 徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適 合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である

### 3 運送サービスの質の向上

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が自らの創意工夫や 的確な輸送需要の把握に基づき一層の運送サービスの質の向上を図ることが 重要である。また、実際に直接利用者と接するタクシー運転者による質の高 いサービスの提供を実現するためには、タクシー事業者が常にタクシー運転 者の良好な労働環境の整備に心がけることが重要である。

### 4 輸送需要の開拓

タクシー事業の活性化を図る上では、介護が必要な者の運送の実施や観光 地を巡る運送の実施等タクシーに求められる多様なニーズに対応した運送を 行い、新たな輸送需要を開拓することが重要である。

2.の各目標に則り、短期的施策、中長期的施策と実施主体について記載する。

以上